

1

CSR(Corporate Social Responsibility : 社会的責任)

1 CSR とは

近年、CSR、企業の社会的責任が注目されている。

CSRは、関連法規や国際行動規範を遵守し、企業が関わりをもつステークホルダー（利害関係者）の期待に配慮し、社会の持続可能な発展に貢献することを通して、企業の意思決定や活動が与える影響に責任を持つことをいう。

2015年に国連がSDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）という17の目標を採択した。この中には「産業と技術革新の基盤をつくろう」、「気候変動に具体的な対策を」といったものがある。これらへの取り組みも、CSRにつながると考えられる。

2 調達活動におけるCSRの関わり

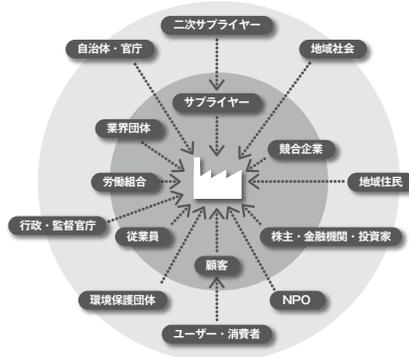
2-1 ステークホルダーとの新しい関係構築

一口にCSRといっても、具体的にはいろいろな事象を含んでいる。

企業がその事業を遂行するにあたっては、株主・投資家、顧客や消費者、サプライヤー、業界団体、従業員、地方自治体、地域住民、NPO（Non-profit Organization）、NGO（Non-Governmental Organization）など、その企業と何らかのつながりを持つステークホルダーがいる（図表2-1）。

このステークホルダーとの関係において、企業はいろいろな責任を果たしていかなくてはならない。社会のよき一員として、公害などのマイナスの影響を極力小さくし、地域支援活動などのプラスの影響をなるべく大きくし、社会の持続的成長に寄与する行動をとることがCSRを果たすことになる。

●図表 2-1 企業にとってのステークホルダー



特に近年は、企業活動のサプライチェーンの上流や下流のステークホルダー、具体的にはサプライヤーや販売パートナーなどに対し、CSR視点での影響力の発揮と言った関係が求められるようになってきている。

■ 2-2 CSRが企業価値を左右する

CSRへの取り組みが企業の評価に影響を与えている。企業ランキングにおいて、従来の売り上げや利益ではなく、CSR視点のランキングを見かける機会が増えたことや、CSR視点で投資先を選定している投資信託が人気を得ていることがその表れであろう。

投資の世界では、企業の評価尺度は、利益などの財務的数値だけではなくてきた。代表的なものが、ESGである。E (Environment、環境)、S (Social、社会)、G (Governance、企業統治)の頭文字をとった言葉で、企業経営において環境、社会、企業統治の視点からの配慮がなされるべきという考え方である。しばしば、ESG投資という言葉で用いられる。これは、財務的な数値ではない、環境・社会・企業統治といった非財務の視点を重視した投資の姿勢を言う。ESGへの配慮がされた経営をしている企業は、資金を集めやすくなってきている。

■ 2-3 CSRの国際的ガイドライン・ISO26000

こうした状況の中で、国際規格策定団体であるISOは、2010年に持続可能な発展のためあらゆる組織に向けた包括的で詳細なCSRのガイドライン・ISO26000を発行した。この中では、社会的責任の基本の理解、社会的責任の中核主題の理解、社会的責任を組織の活動への取込みが書かれている。

ISO26000の対象は、企業に留まらず、政府自治体、学校、マスコミ、NPO/NGOといった組織も対象としている。その意味では、CSRというよりもSR (Social Responsibility、社会的責任)の規格と言える。

また、ISO26000は同じISOの規格である品質マネジメントのISO9001や環境マネジメントのISO14001のような認証基準と異なり、ガイダンス文書(手引書)と位置付けられている。したがって、ISO26000は、ISO9001やISO14001などで行われる第三者認証は必要としない。

ISO26000の内容を見てみると、社会的責任に関する原則と中核主題に言及している。

組織が尊重すべき社会的責任の原則は、①説明責任、②透明性、③倫理的な行動、④ステークホルダーの利害の尊重、⑤法の支配の尊重、⑥国際行動規範の尊重、⑦人権の尊重の7つである。

一方、組織が取り組むべき中核主題は、①組織統治、②人権、③労働慣行、④環境、⑤公正な事業慣行、⑥消費者課題、⑦コミュニティへの参画とコミュニティの発展の7つを挙げている。

また、社会的責任を果たすための慣行として、①社会的責任を認識すること、②ステークホルダーの特定とエンゲージメントすなわち、ステークホルダーと対話などにより積極的にかかわっていくことが述べられている。さらには、社会的責任を組織運営に統合するためのプロセスが示されている。

現在、ISO26000は、企業をはじめとして、あらゆる組織の社会的責任に関するよりどころとして活用され始めている。

■ 2-4 CSR と調達

最近では、社会がサプライチェーン全体をCSRの対象として見る傾向が出てきている。その結果、自社ブランドで事業を行っている企業は、その事業遂行におけるサプライチェーン全体の社会的責任を果たすことを期待されるようになってきている。

こうした中で、サプライチェーンの上流に対する窓口である調達に対して、国際標準化機構は2017年にISO26000を補完するISO20400・「持続可能な調達に関する手引き」を発行した。

調達部門は、サプライチェーンの上流において、様々な形でポジティブ、ネガティブな影響をもたらすサプライヤーの対応部門として、CSRを推進することが期待されている。

調達領域におけるCSR関連事項として、環境に配慮した調達、遵法や公正取引に代表される倫理、地域やサプライヤーとの関係に関する社会性、労働者の安全や衛生に関する安全・衛生、人種・性別などを理由とする取引上の差別に関する人権といったものをあげることができる。

これらは、お互い関連し合っているものもあり、単純に切り分けられるものではないが、ここではCSRを①環境、②倫理、③地域社会、④安全・衛生、⑤人権、⑥財務、⑦情報セキュリティの7つの切り口で調達活動と関連付けて見ていく。

なお、既に調達領域でその重要性が広く認知されている環境対応は本章「2 環境に配慮した調達活動」に、具体的な調達活動に関する倫理問題は本章「3 調達倫理」にそれぞれ詳しい解説があるので、ここでは概略に触れるに留める。

3 環境と調達

1960年代後半から70年代はじめには、それまでの高度経済成長の負の側面として、公害が社会問題化した。各企業とも公害を起こすことで地域社会などから批判されることを避けるため、公害問題の解決に積極的に取り組んだ。自動車の排気ガスによる大気汚染も問題になり、自動車各社は、低公害エンジンの開発に力を入れることで自社の技術力と環境問題に対する姿勢を示し、その取組みを社会に訴えてきた。

1990年代に入って、オゾンホールや地球温暖化が問題になるに至り、地球環境が有限であることが意識されはじめた。最近、環境の問題は、異常気象やマイクロプラスチック

問題など、国境を越えて地球全体の問題ととらえなければならなくなっている。つまり、地球自体が企業にとってのステークホルダーになってきたと言える。このため、事業活動や提供する製品において地球環境に配慮を示すことが企業の重要事項となってきた。

こうした動きに伴い、調達局面においても、グリーン調達の推進や、調達ロジスティクスにおける CO₂ 排出量削減といった形でこの動きを支えることが求められるようになってきている。

4 倫理と調達

最近では、金融不祥事、反社会的勢力への利益供与、製品の不具合の隠蔽、入札に対する談合、財務情報の改竄など、企業による不祥事が社会的な話題になることが少なくない。

調達面では、古くから「公正な取引」は備えるべき最低の要件と言われてきた。下請代金支払遅延等防止法、いわゆる下請法の遵守は、多くの業界の調達部門が最も力を入れて対応をしている法令であろう。現在は、多くの企業がこうした法令遵守はもちろんのこと、法令よりもっと厳しい自らの倫理基準を作り、その遵守を徹底しようとしている。さらに各企業は、ステークホルダーに対し、こうした活動・姿勢を事業活動の中で実践し、不幸にして問題が発生した際の状況に関する透明性を上げていくことが求められ、対応するようになってきている。

グローバル調達の局面では、外国為替及び外国貿易法をはじめとして関連する法令が多い。わが国の法令に留まらず、相手国の法令の遵守も必要となる。

貿易に関する具体的な調達関連事項として、緊急品のハンドキャリー輸入が挙げられる。緊急との理由で手荷物のように持ち込むことは、不適切な輸入行為である。調達部門としては、こうした事態が発生しないよう社内管理を徹底する必要がある。

調達活動に関連した組織や社員自身は、その業務上、遵法の行動ができていなければならない。企業倫理の視点に照らして正当なものである必要がある。例えば、過度の接待や贈答品を受け取るといった行為は厳に戒めなければならない。そのため、こうした行為がルールを逸脱した場合にそれがわかる仕組みを作り、さらにそれを守るために関係者に対する教育を実施し、関係者の実際の行動に結びつけていく必要がある。詳細は、本章「3 調達倫理」を参照されたい。

また、グローバル調達の観点から、「7 人権と調達」の項で紹介するが、調達活動において、サプライヤーの児童労働の排除、環境破壊行為の禁止などを条件にしたフェアトレードなどにもしっかりと取り組むことが求められている。

5 地域社会と調達

企業は工場や事業所を運営するために、周辺地域から人材や土地などの経営資源を得る。このことは逆に周辺地域から見ると、その工場は雇用を生み税金を納める一方で、工

場廃水や排煙などにより環境面で影響を与えることになる。

こうした関わりから、企業が地域社会の構成員として、その社会において一定の責任を果たしていかななくてはならないという意識が近年非常に高まった。

具体的な地域社会への活動として、地域社会向けのイベントを支援するメセナやフィランソロピー活動など、芸術・文化・スポーツ、青少年教育、社会福祉への貢献といった地域に正の影響をもたらす活動がある。

一方、負の影響の代表格である地域の公害問題は、いまや公害を出さないというだけでなく、排出物の削減、リサイクルの促進、トラックから鉄道へのモーダルシフトによるCO₂の削減など、環境保全活動としてとらえられるようになってきた。

また、新しい形の調達の地域社会への貢献として、地場企業から地場製の物品やサービスを調達することが挙げられる。地域における調達は、本社などで集中して買うべきか、各地域で分散して買うべきかという選択を迫られるという問題をはらんでいる。しかし、特定地域において自社の周辺にある企業からの調達を積極的に進め、地域の発展の核となって企業価値を上げている企業があることは注目に値する。

さらに視点をグローバルレベルに移すと、海外工場において、立地する国やその周辺地域のサプライヤーからの調達、いわゆるローカルコンテンツ（現地産品調達）の推進も地域社会への貢献と言える。

6 安全・衛生と調達

安全・衛生の具体的な活動として、企業は労働安全衛生管理を推進し、自社内の労働災害や地域の公害問題への対応などの活動を行っている。最近のアスベスト問題など、労働衛生管理は企業内の従業員の生命に関わる問題に留まらず、地域社会へも甚大なる影響を与え、その管理が適切でない場合、企業の評判、ひいては企業価値に大きな影響を与える。

調達においても、安全・衛生関連の管理が問われるようになってきている。

その1つにサプライヤーの安全・労働に関する問題がある。例えば欧米では、労働コストの安い途上国の生産委託先を利用した企業が、その生産委託先において不当な待遇で労働者を雇用していたことが判明し、NPO などから仕事を委託した企業が激しく糾弾されたという事例があった。このように労働環境の安全性に問題を持ったサプライヤーと取引することは避けなければならない。

自社だけでなくサプライチェーン全体にわたっての管理が不可欠で、もはやサプライヤーの安全・衛生に関する姿勢・管理も、自社と同様に注意が必要になっているのである。

また別の意味の安全問題として、製品・サービスの品質・安全問題がある。各企業は、製品・サービスの品質・安全に十分に配慮をしなければならない。昨今、サプライヤーから調達する部品や材料が重要な役割を果たしている製品が多くなってきているが、これらの部品や材料がしばしば製品の品質や安全問題の原因となることがある。

企業は、自社の製品・サービスに対する消費者への責任の一端として、調達する部品・材料の品質や安全に対する十分な注意が必要である。

7 人権と調達

企業活動においては、従業員のセクハラ問題や人種、性別、出自などによる差別の問題、正社員と派遣社員の差別、あるいは求職者に対する差別など、人権に関し注意を払うことが強く求められるようになった。最近、米国では、この差別に関連する問題はダイバーシティ（多様性：Diversity）の問題と呼ばれ、各企業ともその対応に力を入れている。

最近、特に個人のプライバシーや、個人情報に関する厳格な対応が求められるようになってきていることもこの領域の問題である。個人情報の問題は、取引上、サプライヤーの社員など関係者の個人情報を扱うことも少なくないと思われるが、その保有については、重い責任を伴っていることを認識しておく必要がある。

調達においては、企業レベルで、平等な機会の提供や公平なサプライヤーの選定や評価という問題として現れてくる。現在、多くの企業が、サプライヤー向けにホームページを開設し、調達基本方針の類を公開しているが、これらを見ると、機会の平等や公平な取引を調達方針の根幹として位置づけていることがよくわかる。

米国では、政府調達において、いわゆる少数民族出身者や、女性などが経営する企業、つまり、多様性サプライヤーからの調達を促進する策が講じられており、それに対応することが調達部門の重要課題の1つとなっている。これが誘引となって、独自の定量目標を定めて、多様性企業からの調達の増加に努めている企業も少なくない。

グローバルの調達活動においては、日本国内に比べ、いっそう多様性に対する問題への注意が求められる。米国の少数民族や人種問題など外国の多様性の問題が、調達の局面で問題になる可能性を秘めていることは認識しておくべきであろう。

社会情勢としての人権問題が調達に影響を及ぼす例もある。その一つが、“責任ある鉱物調達”と呼ばれる領域である。“責任ある鉱物調達”とは、CSRの観点で人権侵害に負担する鉱物を使わないようにすることである。

もともと、米国で2010年7月に成立した金融規制改革法、通称ドッドフランク法(DFA)により、米国で上場している製造業者に対し、国内紛争により人権問題を引き起こしていたコンゴ民主共和国(DCR)の武装集団の資金源を断つことを目指し、DCR及びその周辺9ヶ国産(DCR+9)の錫、タンタル、タングステン、金(3TG)を調達するものは証券取引委員会への報告を義務付けられたことで、法規制化の動きが始まった(同法は廃止の動きもあるが、2020年6月時点、有効である)。この3TGおよびDRC+9への対応は“紛争鉱物”と呼ばれた。

その後、2017年7月に発効したEU紛争鉱物規制では、EUに対象の錫、タンタル、タングステン、金を鉱物として輸入する企業に対し、サプライチェーン調査の実施や年次報告書の提出が求められた。また、対象地域も、DCRおよびその周辺国から、より拡大さ

れた“紛争地域および高リスク地域（CAHRAs、Conflict Affected and High-Risk Areas）”とされた。この頃から、こうした対応は“責任ある鉱物調達”と呼ばれるようになっていく。

今後も、“責任ある鉱物調達”は、考慮すべき鉱物および地域が拡大される方向であり、関係する企業はしっかりとした対応が求められる。

8 財務と調達

米国ではエンロン事件やワールドコム事件などの、会計不祥事やコンプライアンス欠如が明らかになったことにより、サーベンス・オクスリー法、通称 SOX 法が整備された。日本でもこれにならって、上場企業およびその連結子会社を対象に、内部統制の強化を狙って日本版 SOX 法（J-SOX 法とも呼ばれる）が整備された。

日本版 SOX 法は俗称であり、実際には金融商品取引法の一部がこれにあたる。これにより、従来に比べて、財務の内部統制と外部への財務情報の正確な開示が企業の大きな責任になってきている。

調達部門としては、外部からものやサービスを購入するプロセスにおいて、的確な手続きが取られていて、不適切な処理や不正などがないように管理するとともに、経営者に対して適正な手続きがとられていることを明らかにしていかななくてはならない。

9 情報セキュリティと調達

コンピューターネットワークの発達により、企業や公官庁が容易に個人情報や第三者情報を収集・活用ができるようになった。一方、こうした利便性の向上とは裏腹に、プライバシーの侵害や機密情報の漏えいなどの危険性、不安が増大していった。

例えば、顧客情報の流出問題は、企業とその従業員に対し情報セキュリティに対する意識を高く持つことを求めるきっかけになってきている。こうした不祥事や情報セキュリティの問題は、企業の社会的評判を下げ、売上の低迷を招いて、その結果企業業績が悪化するというマイナスのインパクトを与える。

2005年4月から全面施行された個人情報保護法（正式名：個人情報の保護に関する法律）は、本人の意図しない個人情報の不正流用や企業などのずさんな個人情報管理を防ぐため、個人情報を扱う事業者に対して各種の義務を果たした。企業は、これまでになく慎重な個人情報の取り扱いが求められるようになった。

一方調達部門も、業務の効率化やスピード向上のため、調達業務の中で、顧客企業などの第三者情報や自社の機密情報を情報システム経由で、サプライヤーへ開示するなどの機会が増えてきている。こうした状況で、情報システムの不適切な使い方やシステムの不備により、機密情報が漏えいするというリスクも増えてきている。

情報セキュリティに関する調達部門の役割のひとつは、サプライヤーに対する管理である。個人情報対応で言えば、例えば、請け負ったシステム構築業務の一部を協力会社に委